

長崎県警察オープンデータ利用規約

1 長崎県警察ホームページで公開しているオープンデータ情報の利用

長崎県警察ホームページで公開しているオープンデータ情報（以下「コンテンツ」といいます。）は、何人も下記2から8に従って、複製、公衆送信、翻訳・変形、商用等、自由に利用できます。

また、数値データ、簡単な表・グラフ等は著作権の対象でないため、本利用規則の適用はなく、自由に利用できます。

コンテンツの利用に当たっては、本利用規則に同意したものとみなします。

2 出典の記載

(1) コンテンツを利用する場合は、出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。

（出典記載例）

出典：長崎県警察ホームページ（当該ページのURL）

出典：「〇〇認知件数」（長崎県警察）（当該ページのURL）（〇年〇月〇日に利用）
など

(2) コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。

なお、編集・加工した情報を、あたかも長崎県警察が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。

（コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例）

「〇〇認知件数」（長崎県警察）（当該ページのURL）を加工して作成

「〇〇認知件数」（長崎県警察）（当該ページのURL）を基に〇〇株式会社作成など

3 第三者の権利の侵害への配慮

(1) コンテンツの中には、第三者（国及び長崎県警察以外の者をいう。以下同じ。）が著作権その他の権利を有している場合があります。

第三者が著作権を有している、又は第三者が著作権以外の権利を有しているコンテンツがある場合には、特に権利処理済みであることが明示されているものを除き、利用者の責任で、当該第三者から利用の許諾を得てください。

(2) コンテンツのうち第三者が権利を有しているものについては、出典の表記等によって第三者が機能を有していることを直接的又は間接的に表示等しているものもありますが、明確に第三者が権利を有している部分の表示等を行っていないものもあります。

コンテンツを利用する場合は、利用者の責任において確認してください。

(3) 外部データベース等とのAPI（Application Programming Interface）連携等により取得しているコンテンツについては、その提供元の利用条件に従ってください。

(4) 第三者が著作権等を有しているコンテンツであっても、著作権法上認められている引用など、著作権者等の許諾なしに利用できる場合があります。

4 個別法令による利用の制約があるコンテンツについて

コンテンツには、個別法令による利用の制約がある場合がありますので、注意をして

ください。

5 本利用ルールが適用されないコンテンツについて

コンテンツのうち、組織や事業を表すシンボルマーク、ロゴ、キャラクターデザインや具体的かつ合理的な根拠の説明とともに、別の利用ルールを示しているものについては本利用ルールの適用外となります。

6 準拠法

(1) 本利用ルールは、日本の法令に基づいて解釈されます。

(2) 本利用ルールによるコンテンツの利用及び本利用ルールに関する紛争については、長崎地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

7 免責

(1) 長崎県警察は、利用者がコンテンツを用いて行う一切の行為（コンテンツを編集・加工等した情報を利用することを含む。）について何ら責任を負うものではありません。

(2) コンテンツは、予告なく変更、移転、削除等が行われることがあります。

8 その他

(1) 本利用ルールは、著作権法上認められている引用などの利用について、制限するものではありません。

(2) 本利用ルールは、令和元年6月30日に定めたものです。本利用ルールは、政府標準利用規約（第2.0版）に準拠しています。

本利用ルールは、今後変更される可能性があります。

(3) 本利用ルールは、クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの表示4.0国際（<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/legalcode.ja>）に規定される著作権利用許諾条件。以下「CC BY」という。）と互換性があり、本利用ルールが適用されるコンテンツはCC BYに従うことでも利用することができます。